

川崎市公告第259号

令和8年度 事業承継・事業継続力強化支援事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年1月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 令和8年度 事業承継・事業継続力強化支援事業業務委託
- (2) 業務事項
 - ・専門家派遣
 - ・定例ミーティングの開催
 - ・後継者育成講座の開催
 - ・B C Pセミナーの開催
 - ・M&Aマッチング（売り手向け支援）
 - ・啓発・プロモーション
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業承継・事業継続力強化支援に関して専門的知見を持つ人材を有する者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者（当該登録がない場合は、提出書類を確認し、同様の資格があると認める場合に要件を満たす者とする）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容（重点項目）
- (3) 専門的知識・能力・ネットワーク（重点項目）

- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 事業実施体制
- (7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話(直通) : 044-200-3896 FAX : 044-200-3920
メールアドレス : 28keiei@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 令和8年2月3日(火)～2月9日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和8年2月3日(火)～2月9日(月)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 電子メール又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和8年3月4日(水)～3月10日(火)(必着)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(8部)、見積書(8部)、業務実施体制・主な事業実績(8部)、会社概要(8部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 13,574,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) その他
 - ア 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。
 - イ 審査結果の発表は3月下旬を予定しています。
 - ウ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。